

○大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則等の改正について

「大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則」，「大崎地域広域行政事務組合建設工事競争入札参加心得」及び「大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札参加心得」の改正に伴い，下記のとおり改正がありました。

1 再度入札の回数

改正前	→	改正後
2回		1回

再度入札の回数が1回となることにより，最初の入札と再度入札を合わせた入札回数は，最高2回となります。

2 入札の無効について

- (1) 再度入札において，前回の最低入札金額を上回る入札を行った場合は，その入札を行った者の入札は無効となります。
- (2) 入札時において，入札書に記載する入札件名等に錯誤があると認められる場合は，その入札を行った者の入札は無効となります。

3 指名停止及び入札参加資格の制限について

入札参加登録業者が建設工事競争入札における指名停止又は物品の調達等に係る競争入札の参加資格制限条件のいずれかに該当した際の，指名停止期間又は資格制限期間について，改正がありました。詳細については，下記の新旧対照表のとおりです。

大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">（入札の執行）</p> <p>第 1 9 条 略</p> <p>2 再度入札の回数は、<u>1回</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">（入札の執行）</p> <p>第 1 9 条 略</p> <p>2 再度入札の回数は、<u>2回</u>とする。</p> <p>3 略</p>

大崎地域広域行政事務組合建設工事競争入札参加心得の一部を改正する告示（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">（入札の無効等）</p> <p>第 1 1 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 第 1 3 条に規定する再度入札において、前回の最低の入札金額を上回る入札金額を記載した入札</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（再度入札）</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>2 再度の入札の回数は、<u>1回</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（入札の無効等）</p> <p>第 1 1 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（再度入札）</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>2 再度の入札の回数は、<u>2回</u>とする。</p>

大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札参加心得の一部を改正する告示（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">（無効の入札）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 件名等の錯誤がある入札</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p>	<p style="text-align: center;">（無効の入札）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>

大崎地域広域行政事務組合建設工事入札参加登録業者等指名停止要領の一部を改正する告示（新旧対照表）

改正後	現 行
別表（第3条，第5条－第7条，第12条 関係） 【別記】参照	別表（第3条，第5条－第7条，第12条 関係） 【別記】参照

【別記】 改正後

別表（第3条，第5条—第7条，第12条）

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 組合の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において，入札参加資格確認申請書，入札参加資格確認資料その他の契約前の調査資料又は組合と締結した契約に係る低入札価格の工事等において，低入札調査回答書その他関係資料に虚偽の記載をし，工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 9月以内
(粗雑工事等)	
2 組合と締結した契約に係る工事等（以下「組合発注工事等」という。）の施工又は契約の履行に当たり，故意又は過失により品質に隠れたかしがあるなど，工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	1月以上24月以内
3 組合以外の公共機関が発注した一般工事等（施工現場が大崎管内のものに限る。）の施工に当たり，過失により工事等を粗雑にした場合において，かしが重大であると認められるとき。	1月以上 5月以内
4 組合発注工事の施行において，大崎地域広域行政事務組合工事等検査規程（平成20年大崎地域広域行政事務組合訓令甲第18号）に基づく完成検査に係る工事成績評点が60点未満のとき。	3月
(契約違反等)	
5 第2項に掲げる場合のほか，組合発注工事等において次の各号のいずれかに該当するとき。	
(1) 正当な理由がなく契約に違反し，工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上12月以内

(2) 正当な理由がなく、工事等の契約を締結しなかったとき。	3月以上12月以内
(3) 文書による警告に関し、過去1年以内に再度の警告すべき事由が発生したとき、又は過去3年間で3度目の警告すべき事由が発生したとき。	1月以上3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
6 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1月以上9月以内
7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上5月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上5月以内
9 大崎管内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
(贈収賄)	
10 次の各号のいずれか _____ に掲げる者が国、地方公共団体の職員若しくは同職員に準ずる職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 登録業者である個人又は登録業者の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	19月以上24月以内
(2) 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)	15月以上21月以内
(3) 登録業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用	9月以上18月以内

人」という。)	
(独占禁止法違反行為)	
1 1 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し，工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 2月以上 <u>3 6月</u> 以内
(競争入札妨害又は談合等)	
1 2 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，代表役員等，一般役員等又は使用人が刑法第96条の3第1項の規定による競争入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2月以上 <u>3 6月</u> 以内
(建設業法違反行為)	
1 3 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し，次の各号のいずれかに該当するとき。	
(1) 組合発注工事等の工事等に関して，代表役員等，一般役員等又は使用人が逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	<u>1月以上1 4月以内</u>
(2) 建設業法の規定に違反し，監督処分がなされたとき。	<u>1月以上1 4月以内</u>
(廃棄物処理法違反行為)	
1 4 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により代表役員等，一般役員等又は使用人が逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	<u>6月以上2 4月</u> 以内
(暴力的不法行為等)	
1 5 <u>次の各号のいずれかに該当するものとして警察署長より通報又は回答があり，契約の相手方として不適當であると認められるとき。</u>	
(1) <u>役員等(法人の場合は，非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者，その他の団体の場合は，法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等，個人の場合は，その者並びに支配人及び営業所の代表者。)</u> が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加し	<u>2 4月</u>

<u>ていると認められるとき。</u>	
<u>(2) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。</u>	2 4 月
<u>(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u>	2 4 月
<u>(4) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u>	2 4 月
<u>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどしていると認められるとき。</u>	2 4 月
<u>(6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき（第三者を利用してする場合を含む。）</u> <u>ア 暴力的な要求行為</u> <u>イ 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>ウ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力</u> <u>エ 偽計又は威力を用いての組合職員等の業務の妨害</u> <u>オ アからエまでに掲げる行為に準ずる行為</u>	2 4 月
<u>(7) 役員等が、暴力団関係者に自己の名義を利用させ、契約を締結したとき。</u>	2 4 月
<u>(8) 役員等が、自ら又は第三者をして組合から借受けた物件を暴力団関係者の事務所その他の活動の拠点に供したとき。</u>	2 4 月
<u>(9) 役員等が、組合から借受けた物件に暴力団関係者を居住させ、又は反復継続して暴力団関係者を出入りさせたとき。</u>	2 4 月
<u>(10) 暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等及び市への報告を怠ったと認められると</u>	6 月

き。	
(不正又は不誠実な行為)	
1 6 前各項に掲げる場合のほか、工事等の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上24月以内
1 7 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等及び一般役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上24月以内

【別記】 現 行

別表（第3条，第5条—第7条，第12条）

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 組合の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において，入札参加資格確認申請書，入札参加資格確認資料その他の契約前の調査資料又は組合と締結した契約に係る低入札価格の工事等において，低入札調査回答書その他関係資料に虚偽の記載をし，工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上24月以内
(粗雑工事等)	
2 組合と締結した契約に係る工事等（以下「組合発注工事等」という。）の施工に当たり，次の各号に該当したとき。 _____	
(1) 検査機関又は監査機関から不当工事等の指摘を受けた場合又は過失により品質に隠れたかしがあるなど，工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	3月以上18月以内
(2) 故意に工事等を粗雑にしたとき。	24月
3 組合以外の公共機関が発注した一般工事等（施工現場が大崎管内のものに限る。）の施工に当たり，過失により工事等を粗雑にした場合において，かしが重大であると認められるとき。	3月以上12月以内
4 組合発注工事の施行において，大崎地域広域行政事務組合工事等検査規程（平成20年大崎地域広域行政事務組合訓令甲第18号）に基づく完成検査に係る工事成績評点が60点未満のとき。	3月以上5月以内
(契約違反等)	
5 第2項に掲げる場合のほか，組合発注工事等において次の各号のいずれかに該当するとき。	
(1) 正当な理由がなく契約に違反し，工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上12月以内

(2) 正当な理由がなく、工事等の契約を締結しなかったとき。	3月以上12月以内
(3) 文書による警告に関し、過去1年以内に再度の警告すべき事由が発生したとき、又は過去3年間で3度目の警告すべき事由が発生したとき。	3月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
6 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	3月以上12月以内
7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	3月以上9月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	3月以上9月以内
9 大崎管内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	3月以上6月以内
(贈収賄)	
10 次の第1号、第2号又は第3号に掲げる者が国、地方公共団体の職員若しくは同職員に準ずる職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 登録業者である個人又は登録業者の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	19月以上24月以内
(2) 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)	15月以上21月以内
(3) 登録業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用	9月以上18月以内

人」という。)	
(独占禁止法違反行為)	
1 1 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し，工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 2月以上2 4月以内
(競争入札妨害又は談合等)	
1 2 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，代表役員等，一般役員等又は使用人が刑法第9 6条の3第1項の規定による競争入札妨害及び同法第9 6条の3第2項の談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2月以上2 4月以内
(建設業法違反行為)	
1 3 建設業法（昭和2 4年法律第1 0 0号）の規定に違反し，次の各号のいずれかに該当するとき。	
（1） 組合発注工事等の工事等に関して，代表役員等，一般役員等又は使用人が逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3月以上1 8月以内
（2） 建設業法の規定に違反し，監督処分がなされたとき。	3月以上1 8月以内
(廃棄物処理法違反行為)	
1 4 組合発注工事等，一般工事等又はそれ以外の工事等に関して，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和4 5年法律第1 3 7号）違反の容疑により代表役員等，一般役員等又は使用人が逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2月以上2 4月以内
(暴力的不法行為等)	
1 5 代表役員等，一般役員等又は使用人が，暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。	6月以上2 1月以内
(不正又は不誠実な行為)	
1 6 前各項に掲げる場合のほか，工事等の業務に関して不正又は不誠実な行為をし，契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3月以上1 8月以内
1 7 前各項に掲げる場合のほか，代表役員等及び一般役員等が	3月以上1 8月以内

禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は
禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工
事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の一部を改正する告示（新旧対照表）

改正後	現 行
別表（第2条—第5条関係） 【別記】参照	別表 【別記】参照

【別記】 改正後

別表（第2条—第5条関係）

資格制限の要件及び期間

資格制限要件	資格制限期間
(虚偽記載)	
1 物品調達等に係る競争入札参加資格承認申請書，その他入札前の調査資料に虚偽の記載をする等，契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 9月以内
(粗雑履行)	
2 組合と締結した物品調達等に関する契約（以下「売買等契約」という。）の履行に当たり，故意又は過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	1月以上24月以内
3 組合以外の公共機関が発注した物品調達等（納入事業所が大崎管内に限る。）において，過失により履行を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。	1月以上 5月以内
(契約違反等)	
4 売買等契約において，正当な理由がなく契約に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上12月以内
5 売買等契約において，正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	3月以上12月以内
6 文書による警告に関し，過去1年以内に再度の警告すべき事由が発生したとき，又は過去3年間で3度目の警告すべき事由が発生したとき。	1月以上 3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
7 組合との売買等契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，	1月以上 9月以内

又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた契約受注関係者事故)	
8 組合 _____ との売買等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、若しくは損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1 月以上 5 月以内
(贈収賄)	
9 次の各号のいずれか _____ に掲げる者が国、地方公共団体の職員若しくは同職員に準ずる職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 資格業者である個人又は資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	1 9 月以上 2 4 月以内
(2) 資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時売買等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）	1 5 月以上 2 1 月以内
(3) 資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）	9 月以上 1 8 月以内
(独占禁止法違反行為)	
1 0 組合発注物品調達等又はそれ以外の物品調達等に関して、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 2 月以上 3 6 月以内
(競争入札妨害又は談合等)	
1 1 組合の物品調達等に係る競争入札に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第 9 6 条の 3 第 1 項の規定による競争入札妨害及び同法第 9 6 条の 3 第 2 項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 3 6 月以内
(廃棄物処理法違反行為)	
1 2 組合の物品調達等に係る発注等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）違反の容疑により代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、	6 月以上 2 4 月以内

又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(暴力的不法行為等)	
13 次の各号のいずれかに該当するものとして警察署長より 通報又は回答があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 役員等(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。)が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。	24月
(2) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。	24月
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	24月
(4) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	24月
(5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどしていると認められるとき。	24月
(6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき(第三者を利用してする場合を含む。) ア 暴力的な要求行為 イ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力 エ 偽計又は威力を用いての組合職員等の業務の妨害 オ アからエまでに掲げる行為に準ずる行為	24月

(7) <u>役員等が、暴力団関係者に自己の名義を利用させ、契約を締結したとき。</u>	24月
(8) <u>役員等が、自ら又は第三者をして組合から借受けた物件を暴力団関係者の事務所その他の活動の拠点に供したとき。</u>	24月
(9) <u>役員等が、組合から借受けた物件に暴力団関係者を居住させ、又は反復継続して暴力団関係者を出入りさせたとき。</u>	24月
(10) <u>暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等及び市への報告を怠ったと認められるとき。</u>	6月
(不正又は不誠実な行為)	
14 <u>前各項に掲げる場合のほか、物品調達等に係る業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	1月以上24月以内
15 <u>前各項に掲げる場合のほか、代表役員等及び一般役員等が禁錮以上の刑法の規定による罰金刑を宣告され、売買等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	1月以上14月以内

(注)

- 1 「契約執行者」とは、管理者又はその委任を受けて物品調達等に関する契約を締結し、執行する者をいう。
- 2 第2項中の「過失により履行を粗雑にしたと認められるとき」とは、検査機関又は監査機関から不当契約等の指摘を受けた場合、若しくは品質に隠れたかしがある場合等とする。

【別記】 現 行

別表 _____

資格制限の要件及び期間

資格制限要件	資格制限期間
(虚偽記載)	
1 物品調達等に係る競争入札参加資格承認申請書，その他入札前の調査資料に虚偽の記載をする等，契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上24月以内
(過失による粗雑履行)	
2 契約執行者と締結した物品調達等に関する契約（以下「売買等契約」という。）の履行に当たり， _____ 過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	3月以上18月以内
3 前号の契約の履行に当たり，過失により履行を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。	24月
4 組合以外の公共機関が発注した物品調達等（納入事業所が大崎管内に限る。）において，過失により履行を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。	3月以上12月以内
(契約違反等)	
5 第2号並びに第3号に掲げる場合のほか，売買契約 において次の（1）又は（2）に該当するとき。	
（1） 正当な理由がなく契約に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上12月以内
（2） 正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	3月以上12月以内
（3） 文書による警告に関し，過去1年以内に再度の警告すべき事由が発生したとき，又は過去3年間で3度目の警告すべき事由が発生したとき。	3月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
6 組合との売買等契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，	3月以上12月以内

又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた契約受注関係者事故)	
7 契約執行者との_____契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、若しくは損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	3月以上9月以内
(贈収賄)	
8 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が国、地方公共団体の職員若しくは同職員に準ずる職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 資格業者である個人又は資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	19月以上24月以内
(2) 資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時売買等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）	15月以上21月以内
(3) 資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）	9月以上18月以内
(独占禁止法違反行為)	
9 組合発注物品調達等又はそれ以外の物品調達等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	12月以上24月以内
(競争入札妨害又は談合等)	
10 組合の物品調達等に係る競争入札に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第96条の3第1項の規定による競争入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月以上24月以内
(廃棄物処理法違反行為)	
11 組合の物品調達等に係る発注等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、	12月以上24月以内

又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(暴力的不法行為等)	
1 2 <u>代表役員等</u> 、 <u>一般役員等</u> 又は <u>使用人が</u> 、 <u>暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。</u>	6 月以上 2 1 月以内
(不正又は不誠実な行為)	
1 3 <u>前各号に掲げる場合のほか</u> 、 <u>物品調達等に係る業務に関して不正又は不誠実な行為をし</u> 、 <u>契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	3 月以上 1 8 月以内
1 4 <u>前各号に掲げる場合のほか</u> 、 <u>代表役員等及び一般役員等が禁錮以上の刑法の規定による罰金刑を宣告され</u> 、 <u>売買等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	3 月以上 1 8 月以内

(注)

- 1 「契約執行者」とは、管理者又はその委任を受けて物品調達等に関する契約を締結し、執行する者をいう。
- 2 第2号の「過失により履行を粗雑にしたと認められるとき」とは、検査機関又は監査機関から不当契約等の指摘を受けた場合、若しくは品質に隠れたかしがある場合等とする。